

災害見舞金規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人宮崎県介護支援専門員協会（以下、「本会」という。）の正会員、準会員（以下、「正会員等」という。）の所属する施設又は事業所が災害により被害を受けた場合、及び国内の大規模災害の支援に対して、見舞金を支給するために必要な事項を定めたものである。

(災害見舞金専用口座の設置)

第2条 本会は、この規程の目的を達成するために災害見舞金専用口座を設ける。

(対象災害)

第3条 見舞金の対象となる災害は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 風水雪害
- (2) 土砂崩れ、土石流及び地滑り
- (3) 地震
- (4) 火災
- (5) その他前各号に類する災害

(災害見舞金の範囲)

第4条 災害見舞金の支給の範囲は、正会員等が所属する施設又は事業所、及び国内の大規模災害に対する支援をしている団体等とする。

(災害見舞金の額)

第5条 災害見舞金の額は、災害年度において1災害ごとに積算するものとし、別表の定めによるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、別表の災害見舞金額は、理事会において増減することができる。

(支給申請)

第6条 正会員等は、災害見舞金の支給を受けようとする場合は、災害見舞金申請書を記入して、原則被災年度内に本会へ提出するものとする。但し、国内の大規模災害に対する支援をしている団体等は申請不要とし、支給は理事会で決定するものとする。

(支給決定)

第7条 支給決定は、会長の承認を得て事務局長が執り行うものとする。

2 事務局長は、支給状況を理事会に報告するものとする。

(支給方法)

第8条 災害見舞金は、正会員等の所属する施設又は事業所、及び国内の大規模災害に対する

支援をしている団体等に対して直接支給する。

(運 営)

第9条 この規程に定めのない事項については、理事会に諮り決定するものとする。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て行うものとする。

附 則

この規程は、令和5年5月13日から施行する。

この規程は、令和6年6月16日から施行する。

別表：災害見舞金支給基準

区分	要 件	見舞金額
1	災害による被害額が500万円未満	3万円
2	災害による被害額が500万円以上	5万円
3	大規模災害の判断は激甚災害の定義を基準とする	理事会で決定する